

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	6年度の取組結果	取組結果への対応 (6→7年度)	関連数値目標
4-(1)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	子育て支援課 障害福祉事業課	① 疾病スクリーニングや支援手法に関する情報提供や研修等を行うことにより、市町村が実施する乳幼児健康診査の精度向上が図られるよう支援します。また、ライフステージを通じた一貫した支援が受けられよう、保護者の了解を得た上で関係機関が健診結果等の情報を共有し活用することや、ライフサポートファイルの一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。	・疾病スクリーニングや支援方法等について、医師をはじめとする専門職や学識経験者等が講師を務め、母子保健従事者等に対し、研修会を行い資質向上の機会につなげました。 ・市町村をはじめとする母子保健従事者に対し、対象や疾患 別の研修会を開催し、乳幼児健診等で必要となる基本的な 発達や、異常の早期発見のポイントについて、普及を行いました。 ・母子保健従事者研修会等における最新の知識の普及啓発の実施と併せて、健診結果等のデータを活用した課題への取組み等を通じ、市町村が実施する乳幼児健康診査の精度管理を行いました。 ・ライフサポートファイルが未導入の1町に聞き取り調査を実施したところ、1町が導入し、全市町村で導入されました。	・引き続き、市町村が実施する乳幼児健康診査の資質向上につながるよう、母子保健従事者に対し、研修会等を通じ、母子保健に関する最新の情報を提供していきます。 ・引き続き、市町村が実施する乳幼児健康診査の資質向上につながるよう、母子保健従事者に対し、健康診査等の専門的な知識の普及を行います。 ・引き続き、母子保健従事者研修会等における最新の知識の普及啓発の実施と併せて、健診結果等のデータを活用した課題への取組み等を通じ、市町村が実施する乳幼児健康診査の精度管理を行う予定です。 ・市町村におけるライフサポートファイルの活用方法等について把握するなど、活用の促進が図られるよう検討してまいります。	
4-(1)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	② 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。	・放課後等デイサービス事業所に対する自己評価の公表は現在義務化されており、公表されていない場合は減算となります。	・放課後等デイサービス事業所に対し、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置やサービス提供や運営体制等に関する自己評価の公表を求め、実施状況を確認します。	4－1 児童発達支援事業所数 4－2 放課後等デイサービス事業所数
4-(1)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある子どもに対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害のある子どもの支援の質の底上げを図るため、地域障害児支援体制強化事業の活用など、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聴くとともに、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを活用するなど、地域の実情に応じた支援体制の構築を促します。	・市町村が実施する地域障害児支援体制強化事業に補助を行い、児童発達支援センターの機能強化等を支援しました。 ・地域の協議会における研修会や集団指導において、児童発達支援センターについての説明を行い、設置への働きかけを行いました。	引き続き、市町村に対する補助を実施するとともに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、機会をとらえて市町村に働きかけます。	4－3 保育所等訪問支援事業所数 4－4 児童発達支援センター設置市町村数
4-(1)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用するなど、全ての市町村において、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するよう働きかけます。	・地域の協議会における研修会や集団指導において、地域のインクルージョン推進を含めた児童発達支援センターの役割について説明を行いました。	引き続き、全ての市町村において、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するよう、機会をとらえて市町村や児童発達支援センター等に働きかけます。	
4-(2)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、短期入所事業所を利用して家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、事業所の現状を調査、把握し、在宅支援の環境整備に努めます。 特に、医療的ケアが必要な子どもとその家族等が、身近な地域で短期入所を利用できるよう、市町村や関係団体等への制度の周知を図るとともに、新規参入事業者の掘り起こしや事業所の開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。 また、強度行動障害など、行動上の課題がある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう検討します。	・事業所を対象に開設支援(説明会開催、訪問支援、他施設視察、実技研修等)を実施した結果、4事業所の増設に繋がりました。	引き続き、事業所を対象に開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。	4－5 短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所) 4－6 医療型短期入所事業所数
4-(2)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるよう、また、比較的低度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。	・障害児等療育支援事業により、訪問による相談及び療育指導を実施しました。	引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4－7 居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課 医療整備課	③ 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。	・県内のNICUや小児科病棟看護師等を対象に、在宅移行に向けた多職種連携による退院支援及び小児訪問看護の知識習得、家族支援等に関する研修を実施しました。基礎研修(3日間)の受講者数は19名、応用研修(2日間)の受講者数は12名でした。	引き続き、県内のNICUや小児科病棟看護師等を対象に、在宅移行に向けた多職種連携による退院支援及び小児訪問看護の知識習得、家族支援等に関する研修を実施します。	
4-(2)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害のある子ども等が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、地域支援マネジャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者支援地域協議会を1回開催し、発達障害児者に対する支援の課題等について情報共有を行いました。	引き続き県発達障害者支援センターによる、研修・講座等を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。 ・発達障害者支援地域協議会を開催し、地域支援機能の強化等について検討を行います。	
4-(2)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもとの接し方や育て方についてのペアレントトレーニング等を実施する地域自立支援協議会や児童発達支援センター等に対し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)が支援することにより、親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図ります。	・ペアレントトレーニングを実施する市町村及び事業所等に対し、その実施方法の説明等の支援を行いました。	引き続き、市町村及び事務所等にペアレントトレーニングに関する支援を行います。	
4-(2)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑥ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。	・令和5年度より5箇所多い63箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。 ・令和5年度より5箇所多い63箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。 引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	
4-(3)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。			4－8 障害児等療育支援事業実施箇所数
4-(3)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。 また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。	・県発達障害者支援センターによりペアレントメンターへのフォローアップ研修を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	引き続き、県発達障害者支援センターによるペアレントメンターへのフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレントメンターのコーディネートを実施します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	6年度の取組結果	取組結果への対応 (6→7年度)	関連数値目標
4-(3)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 相談支援専門員や児童発達支援センターの職員を対象として、教育機関等との連携も含めた、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。	・児童発達支援のための専門技術の向上のため、千葉県通園施設職員研究大会を委託開催しました。	・引き続き、障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施します。	
4-(4)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	① 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児等支援センター「ほらりす」を設置し、医療的ケアが必要な子ども等の支援を総合調整するコーディネーターを配置するとともに、様々な相談にワンストップで対応します。 また、千葉県医療的ケア児等支援地域協議会において、全県的な課題を分析し、必要な対応を検討します。	・医療的ケア児等支援センターに、医療的ケアが必要な子ども等の支援を総合調整するコーディネーターを3名配置し、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行いました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターで、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行います。	4-13 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数
4-(4)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	② 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援センターにおいて支援人材の育成や地域の支援体制の構築を支援するとともに、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るための協議の場が設置され、関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置されるよう働きかけます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、訪問看護師等を対象とした研修を実施しました。 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し57名が受講しました。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、県内で95名配置されました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修を実施するほか、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップを実施します。 ・市町村又は圏域での医療的ケア児等コーディネーターの配置について働きかけます。	4-9 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数 4-14 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
4-(4)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	③ 医療的ケアが必要な子どもとその家族等が、身近な地域で短期入所を利用できるよう、市町村や関係団体等への制度の周知を図るとともに、新規参入事業者の掘り起こしや事業所の開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。	・事業所を対象に開設支援(説明会開催、訪問支援、他施設視察、実技研修等)を実施した結果、4事業所の増設に繋がりました。	・引き続き、事業所を対象に開設支援を行い、医療型短期入所事業所の増設を図ります。	
4-(4)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	④ 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成の在り方について検討します。	・医療機関の含む地域の事業者等へのコンサルテーションを実施しましたが、かかりつけ医等の養成の在り方の検討は実施できませんでした。	・引き続き、医療機関を含む地域の事業者等のコンサルテーションを実施します。	
4-(4)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑤ 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1箇所以上確保するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に当たっての課題に関する意見を聴きながら、支援の在り方について検討します。	・主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、21事業所の増加となりましたが、未設置の圏域への新規開設はありませんでした。	・引き続き、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、機会をとらえて市町村に働きかけます。	4-11 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 4-12 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
4-(4)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑥ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。 また、医療型障害児入所施設や強度行動障害など、行動上の課題がある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方を検討します。 特に、県南部など地域資源の十分でない地域におけるサービス提供の在り方を検討し、その充実を働きかけていきます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。	4-10 障害児入所施設数 4-15 福祉型障害児入所施設入所定員 4-16 医療型障害児入所施設入所定員
4-(4)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑦ 重症心身障害の状態にある子ども等が入所する千葉県千葉リハビリテーションセンターについて、県民ニーズに対応できる施設の整備に向け、令和5年度から、第1期工事となる外来診療棟の建設工事に着手しています。	・令和6年度は、令和5年度に着手した第1期工事(新外来診療棟の建設工事)を進めました。	・令和7年度は、引き続き、新外来診療棟の建設工事を進めてまいります。	
4-(4)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑧ 在宅の強度行動障害など、行動上の課題がある子どもの支援については、短期入所事業所などの利用により家族の負担を和らげ、相談支援専門員が身近な地域の医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携を調整し、さらに千葉県発達障害者支援センター(CAS)や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」で育成した人材の活用等の地域支援体制の在り方について検討します。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、15名を育成しました。(R6年度修了者15名中15名サポーター登録)	・引き続き、当該研修の修了者の活用を図るため、行動障害者支援サポーターとして登録し、希望する事業所に派遣を行い、指導・助言等を行います。	
4-(4)-⑨	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	子育て支援課 障害福祉事業課	⑨ 障害のある子どもが円滑に保育利用できるようにするため、優先利用の基本的な考え方を周知し、市町村の利用調整における「子どもが障害を有する場合」の優先度について、検討・運用を促します。	・市町村担当者会議(web開催)で周知を行いました。	・市町村担当者会議(web開催)で周知を行います。	
4-(5)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。	・障害のある児童生徒の一貫した支援を図るために、専門家から意見聴取や助言を得る機会を設け、関係機関と連携した教育相談と支援体制を構築するとともに、就学後もフォローアップを行いました。	・障害のある児童生徒の一貫した支援を図るために、継続して専門家の活用および、関係機関と連携を図ります。	
4-(5)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	② 幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。	・特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」作成や活用について、周知を図りました。また、教育関係者から両計画の作成や活用について、指導助言を受ける機会を設けました。	・特別支援教育コーディネーター研修会において継続して、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や活用について、周知を図り、丁寧な就学相談、就学事務に努めます。	
4-(5)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	③ 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」の整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、特別支援学校による通級による指導の充実を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。	・特別支援学校の専門性を生かし、地域の小中学校等で通級による指導を実施したり、指導者への助言や研修会を開催したりしました。教育相談を通して、特別な支援を必要とする子どもが地域で支援を受けられるように、助言しました。	・引き続き、特別支援学校におけるセンター的機能を生かして、通級による指導の充実を図るとともに、地域の小中学校への支援を行います。	
4-(5)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	④ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。	・交流及び共同学習(居住地校交流・学校間交流)を学校の教育活動に位置付け、継続して取り組んだり、地域行事や学校行事等への互いの参加を促したりしました。	・引き続き、交流及び共同学習を計画的に実施するとともに、地域へのボランティア活動やバスポーツ等を通じた交流を推進しながら、より障害のある児童生徒への理解を深めていきます。	
4-(5)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑤ 一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。	・各学校等において保護者に対し、合理的配慮の提供について情報提供を行い、合理的配慮の申出ができるようにしました。	・特別支援教育コーディネーター研修会や通級指導者を対象にした協議会等においても、継続して合理的配慮への理解啓発を行っています。 ・合理的配慮事例集の内容を充実させていきます。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	6年度の取組結果	取組結果への対応 (6→7年度)	関連数値目標
4-(5)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑥ 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置により、小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校の専門性を生かし、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。	・特別支援アドバイザー21名を配置し、小・中学校等の発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への指導・支援のあり方などについて、助言・援助を行いました。 ・県立学校に特別支援教育支援員の配置を行い、障害のある生徒への支援を行いました。 ・県立特別支援学校のセンター的機能や連絡協議会を活用し、保健・医療・福祉などの関係機関と連携してきました。 ・高等学校に専門家チーム委員を派遣し、支援の充実を図りました。	・県内5教育事務所に特別支援アドバイザーを配置するとともに、児童生徒の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行います。	
4-(5)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑦ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等と保健・医療・福祉などの関係機関との連携の充実を図るとともに、不適応の個別のケースについて、利用する児童発達支援や放課後等デイサービスと情報を共有し、専門性が高い相談機関や児童発達支援センターなど関係機関と連携して解決を図ります。	・情報教育連絡会等を年2回開催し、学習活動におけるICT機器を活用した授業の推進を図り、タブレット端末を新たに6校に450台配置しました。遠隔教育の普及・促進を目指して作成した「遠隔による自立活動の指導スタートガイド」の活用について周知を図りました。	・継続して、関係機関と連携を図り、幼児児童生徒の教育的ニーズに対応していきます。	
4-(5)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑧ 障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。	・5年度末に作成し全校に配布した、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と両計画を活用した引継ぎQ&Aを各種研修会等で周知し、両計画の活用を推進しました。 ・幼稚園や高等学校を対象とした特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、資質の向上を図る機会を設けました。	・引き続き、情報教育連絡会や「スタートガイド」を活用して、ICT機器を活用した教育の普及促進、指導の充実を図ります。	
4-(5)-⑨	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑨ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を一層進めるとともに、学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、また、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。	・発達障害の可能性のある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、いじめ問題や不登校等の課題を抱える児童生徒への対応について、複数の学校種の情報共有を踏まえた生徒指導推進研究協議会の開催や、いじめ防止対策、自殺防止対策、不登校児童生徒への支援に関する研修を実施しました。 ・子どもと親のサポートセンターや関係機関等と連携し、研修の充実や「不登校児童生徒支援チーム」を活用した取組の充実に努めました。 ・スクールカウンセラーは、小・中・高校の全校配置に加え特別支援学校に5校配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについては、拠点校や教育事務所への配置を10名増員し、様々な課題を抱える児童生徒・保護者への支援の充実を図りました。	・継続して、各種研修会等を通じて個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と計画を活用した引継ぎQ&Aの周知を図り、個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成と活用を推進していきます。 ・継続して、特別支援教育コーディネーターのニーズに応じた研修を開催し、資質の向上を図っていきます。	4－17 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合 4－18 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の教育支援計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が引継ぎに活用された児童等の割合
4-(5)-⑩	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	児童生徒安全課	⑩ いじめ問題や不登校については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、千葉県子どもと親のサポートセンターや千葉県総合教育センターなどの相談機関との連携により支援の充実を図ります。	・安全で確実な医療的ケアの実施に向け、看護師研修及び医療的ケア基本研修を実施しました。看護師研修では82名が参加し緊急時対応や呼吸器等の医療機器の扱いについて実技研修を行いました。特別非常勤講師配置事業により、児童生徒の障害の重度・重複化に対する教員の専門性の向上を図りました。	・発達障害の可能性のある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒への学校の対応力向上のため、関係機関等と連携し、その専門的知識の活用を推進するとともに、管理職、中堅教諭、若手教諭など、それぞれの段階に応じた教職員等の研修の充実に努めます。 ・スクールカウンセラーについては、全ての小・中学校を隔週配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについても5名増員しました。児童生徒が学校生活を安心して送れる環境づくりを進めます。	
4-(5)-⑪	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑪ 特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師(看護師)への研修を充実します。また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、嚥下障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱える児童生徒への適切な支援の充実を図ります。 また、特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、ICTを活用した遠隔教育や訪問教育の充実に努めます。	・安全で確実な医療的ケアの実施に向け、看護師研修及び医療的ケア基本研修を実施しました。看護師研修では82名が参加し緊急時対応や呼吸器等の医療機器の扱いについて実技研修を行いました。特別非常勤講師配置事業により、児童生徒の障害の重度・重複化に対する教員の専門性の向上を図りました。	・医療的ケア基本研修及び看護師研修を実施します。また、特別非常勤講師配置事業を実施し、看護師並びに教員等の専門性向上を目指します。事前に対象者にアンケートをとることで、参加者のニーズに沿った研修内容にしていきます。	
4-(5)-⑫	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	学習指導課	⑫ 障害のある生徒の県立高等学校の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意します。	・校長会議や教頭・副校長会議等において、障害があることにより不利益な取扱いをすることがないよう説明しました。 ・障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意することを、実施要項に明記しました。 ・定員遵守についての通知文を各学校に発出しました。 ・令和7年度入学者選抜において、389件の特別配慮を実施しました。	・校長会議や実施要項を通して、障害があることにより不利益な取扱いをすることのないよう、引き続き周知します。 ・入学者選抜の公正さが保たれ、実施可能な範囲において、引き続き特別配慮を実施します。	
4-(5)-⑬	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人人が十分に教育を受けられるための取組の充実	教育施設課 特別支援教育課	⑬ 特別支援学校の過密の状況、児童生徒数の動向などを踏まえ、「第3次県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。	・「第3次県立特別支援学校整備計画」に基づいて、千葉地区特別支援学校の開校に向けて、実施設計まで完了しました。 ・葛南及び君津地区については、特別支援学校の開校に向けて実施設計を進めました。 ・松戸特別支援学校及び印旛特別支援学校については、過密状況の解消に向けた増築等に係る実施設計を進めました。 ・昨年度に引続き、通学用スクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討した上で、運行します。	・「第3次県立特別支援学校整備計画」等により、引き続き計画的に整備を進めていきます。 ・引き続き、通学用スクールバスについて、道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討した上で、運行します。	

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	6年度取組結果	取組結果への対応 (6→7年度)	関連数値目標
4-(5)-⑭	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑭ 高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、適切なアセスメントに基づく個別の移行支援計画の作成と活用を図り、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、高等教育、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。	・進路指導主事及び就労支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催し、各校担当者間や関係機関等との情報共有及び連携を深めました。特別支援学校教員企業研修については18校の教員18名が実施し、卒業後の支援に係る教員の専門性向上を図りました。	・引き続き、障害者就業・生活支援センターや中核地域生活支援センター等の就労関係機関と連携し、卒業後の生活を見据えた指導や就労支援のさらなる充実を図ります。特別支援学校教員企業研修、企業と特別支援学校をつなぐセミナーを実施し、労働関係機関との連携強化を図ります。	
4-(5)-⑮	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑮ 「多様な学びの場」を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められるとともに、特別支援学校では特別支援教育のセンタ－的機能を発揮するための教員の専門性が必要なことから、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。あわせて、特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上に努めます。	・総合教育センター主催で35の特別支援教育に関する研修を実施しました。また県立特別支援学校の校内研修の一部で小・中・高等学校の教員の参加を受け付け実施しました。千葉県教育委員会免許法認定講習を実施し特別支援学校教諭の免許状取得率の向上を図りました。	・総合教育センター主催研修や県立特別支援学校の校内研修について一層の周知を図り、小・中・高等学校教員の特別支援教育に係る知識・技能の向上を目指します。	4－20 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率
4-(5)-⑯	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	子育て支援課 特別支援教育課	⑯ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、通常の学級担任をはじめ全教職員の障害の理解促進、障害等へのアセスメントや学校・学級経営、関係機関との連携などのマネジメント能力の向上、障害のある子どもへの対応など、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等においても障害児保育に関する研修の充実を図ります。	・保育士等キャリアアップ研修において、「障害児保育」をテーマに研修を実施しました。 ・放課後児童支援員認定資格研修において、「障害のある子どもの理解」「障害のある子どもの育成支援」をテーマに研修を実施しました。 ・放課後児童支援員資質向上研修において、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」をテーマに研修を実施しました。 ・通常の学級担任をはじめ全教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の講師として、小・中学校等の要請に応じて、特別支援アドバイザーを派遣しました。	・引き続き、保育士等キャリアアップ研修において、「障害児保育」をテーマに研修を実施します。 ・引き続き、放課後児童支援員認定資格研修において、「障害のある子どもの理解」をテーマに実施します。 ・引き続き、放課後児童支援員資質向上研修において、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」をテーマに実施します。 ・継続して、小・中学校等の要請に応じて特別支援アドバイザーの研修等派遣を行います。 ・管理職にも研修への積極的な参加を促していきます。	
4-(5)-⑰	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	障害福祉事業課	⑰ 特別支援学校等への通学に関する状況を調査、把握し、あわせて、移動支援については、福祉施策と教育施策との連携の在り方を検討します。	・教育庁が主催する医療的ケア課題検討会議において、令和6年度モデル事業等の通学支援について、課題検討を行い、通学支援体制の充実を図りました。	・引き続き、医療的ケア課題検討会議等において、諸課題等について検討を行います。	
4-(6)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	子育て支援課	① 新生児聴覚検査について、全ての子どもが受検できる体制を継続できるように保護者への啓発に引き続き努めます。	新生児聴覚検査は、生まれつきの難聴を早期に発見するために行われています。県では、保護者向けのリーフレットを作成し、市町村の母子健康手帳等の配布時に保護者に配布し、検査の必要性や流れ等の啓発を行っています。また、検査を公費負担で行える体制整備を行い、県内全ての市町村で公費負担を行っています。 R6リーフレット配布枚数 45,160枚 (参考)R6出生数 35,587人	引続き、リーフレットの配布を行い、新生児聴覚検査について、保護者に周知を行います。	
4-(6)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	障害福祉事業課 特別支援教育課	② 聴覚に障害のある子どもを含む難聴児が適切な支援を県内のどの地域でも受けられるよう、難聴児支援に関わる人たちへの知識の周知に努めるとともに、市町村と情報共有を図りながら、児童発達支援センターと特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を進め、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保を図ります。	・千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎねっと)を年3回開催し、市町村教育委員会及び各学校、医療機関や療育機関が連携し、聴覚に障害のある幼児児童生徒の支援の充実を目指しました。	・千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会を開催することで、各関係機関のより密な連携及び十分で適切な支援の充実を図っていきます。「きこえとことばの基礎講座」等の研修会を実施し、指導・支援に関わる担当者の専門性向上を図っていきます。	
4-(6)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	特別支援教育課	③ 聴覚障害教育の専門性向上の観点から、聴覚に障害のある人に関する教育の領域を定めた免許状の保有率を高めるため、免許状単位取得に向けた認定講習の優先受講や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等における研修の受講促進を図ります。	・千葉県教育委員会免許法認定講習を実施し特別支援学校教諭の免許状取得率の向上を図りました。	・引き続き、千葉県教育委員会免許法認定講習を実施し、聴覚障害教育に携わる教員の受講や単位習得を促したり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等における研修の周知を図っていきます。	
4-(6)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	特別支援教育課	④ 難聴児が地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、合理的配慮を含めた環境の整備、通級による指導を担当する教員の聴覚障害教育の専門性向上のための取組や、小学校等での障害のある人及び特別支援教育の理解促進に向けた取組を行います。	・千葉県聾学校等の特別支援学校の専門性を生かし、小学校等で指導を担当する教員への研修や、児童生徒の通級による指導などのセンタ－的な役割を果たしました。 ・通級担当者協議会を開催し、県内の通級による指導を担当する教員が情報共有を行う機会を設定しました。	・継続して、特別支援学校におけるセンタ－的機能を生かして、難聴児が地域で切れ目ない支援を受けられるよう努めていきます。 ・継続して、各種研修会等で専門性向上に向けた情報提供を行っていきます。	
4-(6)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(6)難聴児の支援	障害者福祉推進課	⑤ 身体障害者手帳の交付対象にならない、軽度・中等度の難聴児の健全な発育やコミュニケーション能力の取得を促進するため、軽度・中等度の難聴児を対象に市町村が行う補聴器購入費の助成事業に対し、引き続き、市町村が負担した費用の一部を助成していきます。また、当事業を県内全ての市町村で実施できるように、未実施の市町村に働きかけていきます。	・難聴児の健全な発育やコミュニケーション能力の取得を促進するため、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施しました。	・今後も助成事業を継続し、内容の充実に努めるとともに、県内全ての市町村で実施できるように、未実施の市町村に働きかけていきます。	